

## スポーツと倫理

司会 江口 聡 (京都女子大学)  
林 芳紀 (立命館大学)

提題者 佐々木 拓 (金沢大学)  
佐藤 岳詩 (熊本大学)  
稲岡 大志 (大阪経済大学)

スポーツには様々な倫理的問題がつきまとう。事実、ドーピング、八百長、体罰、セクシャル・ハラスメント、試合の中での暴力・暴言など、スポーツの競技者・指導者による様々な悪事・不祥事の発覚は後を絶たず、連日のようにマスコミ報道を賑わせている。また、サッカーやバドミントンなど、予選をリーグ戦方式（総当たり方式）で戦う競技で時折発生する無気力試合や、高校時代の松井秀喜選手に対する五打席連続敬遠など、一見すれば合理的な戦術のひとつとしても理解可能な行動が問題視され、世間を騒がせることも少なくはない。このように、スポーツの世界には、大小様々な倫理的問題が満ち溢れているのであるが、こうした問題に対して公平かつ首尾一貫した検討をめぐらせ、正当な判断を下すことは、存外容易ではない。

その一例として、スポーツにおける競技能力向上物質・手法の使用、いわゆるドーピングの問題を考えてみよう。現在のほとんどのスポーツ競技においては、ドーピングがルールによって禁止されている。その限りでは、ドーピングに手を染める競技者は、ルール違反を犯しているという意味において、明らかに不正行為を働いていると言えるのかもしれない。しかし、そもそもなぜドーピングは禁止されるべきなのかという、ドーピング禁止ルールの正当化の問題にいったん目を転じてみれば、たちまち答えに窮してしまう。

ドーピングの主要な禁止根拠として一般に指摘されることが多いのは、(一)ドーピングは不正な仕方に対戦相手よりも優位に立つことを目論むもので、アンフェアである、(二)ドーピングは競技者の健康を害する、(三)ドーピングはその使用を望まない競技者にも圧力を与え、その使用を強制する、などである。しかし、少し考えてみれば、これらの見解は、スポーツの中でこれまで普通に許容されてきた様々な慣行にも等しく抵触することが分かるだろう。例えば、スポーツの競技者たちの間には、国や企業からの支援、練習環境、遺伝的要因に起因する身体的特徴の差異など様々な不平等が存在すると言えるが、そうした競技者たちが同じ大会に参加することはなぜアンフェアとは言われないのか。また、そもそもスポーツでは、ボクシングやアメリカン・フットボールのように、多かれ少なかれ怪我を負うリスクを免れない競技も多い上に、何年にもわたってほとんど休みなく苛酷なトレーニングに身を投じているアスリートたちの姿は、お世辞にも健康的とはいえないのではないか。さらに、そもそもトップ・アスリート間の競争それ自体がすでに、多大な犠牲を伴う過酷な競争を競技者たちに「強制している」と見ることもできるのではないか。

こうしてみると、スポーツとは、健康、公平、自由といった社会一般で通用している価値規範をそのままの形で適用することが困難な一種独特な実践であり、またそのスポーツという実践の中には、社会一般の価値規範とは多かれ少なかれ独立した、スポーツという

実践に固有の価値規範、言わばスポーツの内部道徳とも呼び得るものが存在しているのではないかという予期が成り立つ。ならば、そのスポーツの内部道徳とは具体的にはどのようなものか。そもそも、そうしたスポーツの内部道徳なるものが本当に社会一般の価値規範から独立した形で存在しうるのか。さらに、このドーピングの事例のように、スポーツの内部道徳と社会一般の価値規範、すなわちスポーツの外部道徳とも呼び得るものとが衝突しているように見える場合、後者は前者に対してどこまでの制約を課し得るのだろうか。換言すれば、スポーツの内部道徳の独立性はどの時点で終焉を迎えるのか。スポーツの倫理的問題を考察する際には、しばしばこうしたスポーツの内部道徳をめぐる問題にまずもって立ち入ることを余儀なくされるのであり、それがスポーツの倫理的問題の考察を難しくしている要因のひとつであると思われる。

また、スポーツにまつわる倫理的問題が発生するのは、スポーツの内部道徳と外部道徳とが衝突する場面だけに限られない。例えば、一九世紀末米国の大リーグ野球においては、当時の守備妨害に関するルールに従えば、走者が本塁に帰還して得点を挙げた後にはもはやその選手は走者でなくなることから、野手に対する走者の守備妨害の規定は適用されないと解釈することが可能であった。そこで、ある走者が本塁に帰還して得点を挙げた後、後続の走者も無事に本塁に帰還できるよう、捕手の守備を妨害した。このプレイに対して、主審は最終的に守備妨害を宣告するに至ったが、厳密に言えばこのプレイはルール違反に該当するものではなかった。ならば、このプレイは本当に不正とみなされるべきであったのだろうか。また、このプレイに対する主審の判定は本当に正当であったのだろうか。

もし、スポーツの試合において競技者にまずもって要求されるのは勝利の追求であり、当該競技のルールに違反するものでないかぎり、競技者はあらゆる斬新なプレイを試みる事が許されていると考えるのであれば、当然このプレイは正当なプレイである。また、野球も含めたあらゆるスポーツのルールの機能とは、当該競技を当該競技として成り立たしめること、すなわちゲームの同一性を保持することであり、審判の役割とは、ルールを厳格に適用することでゲームの同一性を保持することにあると考えるのであれば、野球のルールで明示的に禁止されていないプレイを審判が反則と判定することは、野球というゲームの同一性を脅かしかねない越権行為ともみなされ得るだろう。他方、スポーツの試合において競技者にまずもって要求されるのは当該競技上の卓越性——野球の場合、打撃や守備や投球術や塁間走などの基本的なスキルが優れていること——を対戦相手とともに追求することにあると考えるのであれば、たとえ当該競技において期待されている卓越性とは関連の低いスキル——野球の場合、守備妨害の巧みさなど——を用いて試合に勝利したとしても、その勝利には価値がないということになる。また、審判の役割とは、単にルールを字義通りに適用することにあるのではなく、むしろ当該競技上の卓越性が損なわれないよう、必要に応じてルールを解釈することでもあると考えるのであれば、たとえルールの文言上は明示的に禁止されていないプレイであっても、野球という競技の卓越性を保持するために必要とあらば、審判がそれを反則と判定することも正当とみなされ得るだろう。

このように、スポーツにまつわる倫理的問題の背後には、スポーツの試合や競技者の目的とは何か、勝利にはどの程度の重要性が認められるのか、スポーツにおけるルールや審判の役割とは何かといった、スポーツの構造的特徴についての解釈の相違が往々にして横たわっている。つまり、スポーツの倫理的問題は、スポーツの内部道徳をめぐる様々な解

積の対立を反映していることも多いのであり、スポーツの中で発生するある特定のプレイ、特定の出来事について倫理的な評価を下そうとする場合でさえ、そもそもスポーツとは何か、何であるべきかというスポーツの本質をめぐる深遠な問いに答えることが、往々にして避けられなくなるのである。

さらに、こうしたスポーツの内部道徳と外部道徳との衝突や、内部道徳の異なる解釈どうしの対立は、スポーツの社会的機能を考える上でも大きな影を落とすことになる。一般にスポーツは、娯楽の提供、健康増進、青少年の教育など、様々な社会的に有用な機能を有していると考えられている。しかし、スポーツが本当にそのような有用な機能を果たしているかどうかについては、しばしば疑惑の眼差しも向けられている。例えば、青少年の教育を例にとってみよう。一方には、スポーツにおいてはその大前提として、チームワーク、規律、卓越性の追求、ルールや対戦相手の尊重といった価値が重要視されるのであり、またそうした価値は社会生活を営む上でも有用な価値であることから、スポーツはそうした有用な価値を育むことで青少年の人格陶冶に貢献するという意見がある。他方には、スポーツとは本質的に勝利至上主義的な態度が要求される競争、勝負事に他ならず、そこでは、社会一般の価値規範からすればいかに「えげつなく」見える手段であっても、それが勝利の追求にかなうものである限りは許容・奨励されるのだから、スポーツを青少年の人格陶冶の手段として採用するには余程の注意が必要であるという意見がある。この両者の意見の対立の背後には、どのような価値規範がスポーツという実践を構成しているのかという、スポーツの内部道徳をめぐる解釈の対立と、スポーツ独特の価値規範と社会一般の価値規範はどこまでの連続性を有しているのかという、スポーツの内部道徳と外部道徳の関係をめぐり解釈の対立が潜んでいる。

以上、いくつかの具体例を通じて概観してきたように、スポーツの倫理的問題を考察するということは、スポーツまたはスポーツ独特の価値規範とは何かという、スポーツの構造的特徴やそれと分ち難く結びついたスポーツの内部道徳に対してメスを入れるということ、あるいは、そのスポーツ独特の価値規範と、社会一般の価値規範との間の連続性や緊張関係といった、スポーツの内部道徳と外部道徳との関係を問い直すということに他ならない。今回のシンポジウムでは、(一)ドーピングの悪さをめぐり問題、(二)ショートトラックスピードスケートにおける不正スタートを例とした、反則判定と審判の役割をめぐり問題、(三)オリンピックの価値をめぐる問題を題材として、より善きスポーツのあり方やスポーツと社会とのより望ましい関係を考察する。それを通じて、様々な問題を抱えている現代スポーツの現状に対して倫理的な思考がどのような貢献を果たしているのかを模索する契機としたい。その際に重要な視角のひとつとなるのは、先に触れたような、あらゆるスポーツ競技によって共有可能な内部道徳(もしそのようなものがあるとすれば)や、それと外部道徳との関係をどのように捉えるかという問題であろう。

スポーツの倫理的問題をめぐる学術的な議論は、この二十年ほどの間に世界的な活況を呈しつつあるとはいえ、有力かつ支配的な理論が確立されているほどに体系化されているとは言い難い。とりわけ、日本においては、哲学・倫理学プロパーからのスポーツ倫理への参入は、世論の趨勢に抗って勝利至上主義を擁護する故・川谷茂樹氏の独創的研究(『スポーツ倫理学講義』ナカニシヤ出版、二〇〇五年)を除けば、極めて限られているのが現状である。本シンポジウムが、スポーツには哲学・倫理的に見ても重要で興味深い問題

が多数含まれているということ、スポーツは哲学や倫理学とは無縁な余所事ではないということに気付く契機となれば、望外の喜びである。